

終戦直後の離婚紛争の増加と社会統制 —離婚動向の法社会学的解読—

小 谷 朋 弘

1. 離婚紛争と社会統制

社会統制 (social control) は、一般に、「社会あるいは社会内部の部分集団が自らの秩序を維持するために、構成単位である集団や個人の行動に対して逸脱を抑止し、社会的期待に同調するように強制を加える過程⁽¹⁾」といわれる。社会が一つの統合体として、何らかのまとまりを必要とする限り、社会の秩序を維持する過程がどのような社会にもみられる。その過程が「社会統制」と呼ばれるものである。

この「社会統制」の主要な手段あるいは装置として、法や教育、社会風潮がある。なかでも法は、最も意図的で強力な装置として社会統制の代表的なものである。「社会あるところ法あり」という法諺は、社会統制装置としての法の特徴を表している。しかし、教育や社会風潮⁽²⁾も、法とは性格が異なるものの、きわめて強力な社会統制の装置と捉えられる。

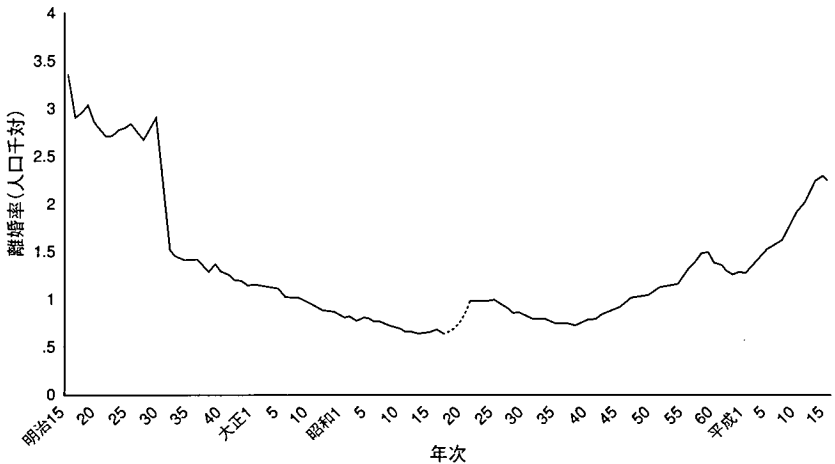
ところで離婚紛争は、一般的には、家族の解体をもたらすものである。したがってそれは、社会の基本的秩序を動揺させるものと考えられている。そのため、社会はできるだけ離婚を阻止するよういろいろな形で規制を加える。すなわち法は、家族の結びつきを求める生活規範 (例えば 732 条の同居・扶助の義務) を明示すると同時に、一定の条件を満たさない限りは、家族の解体を許さない。また教育は、有力な社会化過程として、夫婦関係の在り方などを教え込むことによって、離婚紛争を抑止するように働きかける。さらに、離婚に対して否定的な社会風潮の醸成は、離婚の負のイメージを強化し、離婚を抑止する方向で機能する。こうして、離婚紛争は減少に向かう。

当然のことながら、これとは逆の方向も考えられる。すなわち、法が離婚に対して寛容となり、また教育や社会風潮が離婚に許容的になれば、離婚紛争も増加の方向をたどることになる。いずれにしても離婚紛争の増減は、法をはじめとする社会統制諸力と密接に関連していることは確かである。ただ、いずれの統制力が離婚の抑止や増加に対して力をもつかは、それぞれの時代における統制力の質によって違ってくる。

本論は、「離婚紛争と社会統制」というマクロな視点から、とくに昭和22年から昭和25年の、離婚の第一次ピークに焦点を当てて、離婚増加の解説を試みようとするものである⁽³⁾。以下、解説の手順としてはまず法から始め、教育、社会風潮と進め、最後に総合的な考察を加えたい。

ところで、昭和22年から25年の時期は、図1にみられるように、戦中の離婚率低下の後、離婚率がほぼ1点台に急上昇した時期である。その背景には当然のことながら、敗戦という大きな社会変動がある。本論に入る前にそうした背景を瞥見しておこう。

図1. 離婚紛争の推移



(出所)『人口動態統計』から作成。昭和19年から21年までは空白期

敗戦後、GHQ によって 5 大改革指令（婦人の解放、労働組合の結成助長、教育の自由主義化、秘密警察の廃止と人権擁護の司法制度の確立、経済機構の民主化）が出された。これらは、日本社会の民主化にとって重要な指令であったが、そのなかで婦人解放はとくに重要な位置を占めた。マッカーサー元帥は、フィリッピンから厚木に向かう飛行機の中で「日本の婦人の立場は、極めて低いことは、諸君も知っている通りだ。婦人に参政権を与えることは、日本人に民主主義とはこんなことだと示すのに最良のテーマだ⁽⁴⁾」と語ったという。

こうして、婦人参政権の実現が図られるとともに、憲法・民法の改正による家制度の廃止、本人の意思による結婚の自由、均分相続制度の採用など、日本家族史上大きな制度改革が行われた。離婚制度についても、民法の離婚原因の改正や家事審判法の制定によって内容が一新された。また、教育に関しても、戦前の良妻賢母教育にみられた男女別学・別内容の、男女不平等教育に大ナタが振るわれ、男女平等・男女共学の教育制度が導入された。そして社会風潮も、占領国アメリカの民主的・自由主義的風潮に晒されることとなった。まさに新しい時代の到来であった。

注

- (1) 森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣、1993 年、650 頁。
- (2) 社会風潮は、それぞれの時代に特徴的な生活観や生活態度や生活様式の総称。
- (3) 湯沢雅彦によれば、昭和 22～25 年は「戦後増加期」と称されている。同『現代日本の家族問題』日本放送出版協会、1992 年、166 頁。また、同氏は、明治 15 年以降今日までの離婚の推移と時期区分、簡単な動向分析をおこなっている。同『日本の離婚の実態 1 節離婚率の推移とその背景』青山道夫他編『講座家族 4 婚姻の解消』弘文堂、1974 年、331～350 頁。
- (4) ベアテ・シロタ・ゴードン『1945 年のクリスマス』柏書房、2001 年、32 頁。

2. 革新的離婚制度の確立

(1) 新憲法と女性解放

占領軍による日本の民主化政策は、迅速に実行された。敗戦直後の10月10日、幣原内閣は閣議で婦人参政権実現を決定、翌11日、マッカーサー元帥は「婦人参政権賦与による日本婦人の解放」を指令した。治安警察法廃止後、第89臨時帝国議会での衆議院議員選挙法改正で、婦人参政権が実現した。そして翌年地方制度改正で、「日本国民たる住民」は男女の別なく参政権（公民権）を得た。

昭和21年（1946）4月10日総選挙が行われ、女性は39人が当選した。初の女性代議士が参加した第90帝国議会に大日本帝国憲法改正案が提出された。その原案は、ポツダム宣言、国連憲章、アメリカの独立宣言、各国憲法等を参照してGHQの民政局員が作成した。議会での審議で、女性議員も、一夫一婦制や平等な親権の確立、母子の尊重を追求した。国民主権、平和主義、基本的人権を原則とする日本国憲法の制定によって、法制上は男女平等となった⁴¹。

憲法諸規定の中でとくに注目されるのは第24条である。周知のように、それは家族法上の男女平等に大きな役割を果たした。しかし、それがどのように生み出されたのかは明らかでなかった。だが近年、それが当時GHQの民政局員であったベアテ・シロタの尽力にあったことが明らかとなった。

日本国憲法の時点での男女平等規定は、世界的にみてかなり早いものであった。たとえば、アメリカでは1972年に連邦議会がERA（性差別を禁止する憲法修正案）を採択したが、必要とされる4分の3以上の州の賛成が得られず結局廃案となり、男女平等条項は成立をみなかった。

このように早い時点で男女平等規定が起草された背景として、ベアテ・シロタの功績がきわめて大きい。彼女が、男女平等規定に熱意を傾けた理由は、1929年に5歳で来日してから10年間に見聞した日本女性の無権利状態であ

った。それを何とかしたい、女性と子どもの権利を保障したい、と彼女は思った⁽²⁾。

私は、各国の憲法を読みながら、日本の女性が幸せになるには、何が一番大事かを考えた。それは、昨日からずっと考えていた疑問だった。赤ん坊を背負った女性、男性の後をうつむき加減に歩く女性、親の決めた相手と渋々お見合いをさせられる娘さんの姿が、次々と浮かんで消えた。子どもが生まれぬというだけで離婚される日本女性。家庭の中では夫の財布を握っているけれど、法律的には、財産権もない日本女性。「女子供」(おんなこども)とまとめて呼ばれ、子供と成人男子との中間の存在でしかない日本女性。これをなんとかしなければいけない。女性の権利をはっきり掲げなければならない。

こうした思いから、シロタは次のような草案を書いた(草案第 18 条⁽³⁾)。

家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は、善きにつけ悪しきにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは、法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことを、ここに定める。

これらの原理に反する法律は廃止され、それに代わって、配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻および家庭に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。

また、シロタは、母性の保護、非嫡出子差別の撤廃をはじめ 7 カ条の草案を書いたが、シロタの草案は、細かいことは民法に規定するべきだとの理由から第 18 条を残してすべてカットされてしまった。しかしそれでも第 24 条(草案第 18 条)は、大きな意義をもった。それは、家族生活における個人の尊厳と両性の平等を保障するものだからである⁽⁴⁾。

このように、新憲法の制定によって、とりわけ 24 条の規定によって、戦後の女性の立場は大きく開かれることになった。

（2）民法改正と女性解放

新憲法にもとづいて、民法第4編親族、第5編相続が全面改正されることになった。その間緊急に対応するため、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」が昭和22年（1947）に憲法とともに施行され、明治31年（1898）以来女性を束縛し自立を妨げていた家族制度が廃されることになった。「応急的措置に関する法律」の第3条には、「戸主、家族その他家に関する規定はこれを適用しない」とある。

戦後の民主的制度改革のなかでとくに重要視されたのが、家族にかんする制度の改正であった。戦前のわが国では、「家は国の基」として、両者は密接不可分の関係にあることが強調され、天皇に対する忠誠すなわち「忠」と、親に対する忠誠すなわち「孝」とは同一原理によって貫かれていた。家族にかんする戦前の制度は、この理念に導かれており、それは教育的指導によって国民的信念にまで強化されていた。しかし、戦後の民主主義体制は、このような伝統的家族制度—すなわち集団本位、戸主の重視、親子関係の重視を特徴とする家族制度—を廃止し、個人の尊厳と男女の本質的平等に立脚した夫婦中心の家族の体制に切り替えた。女性を抑圧し支配していた伝統的家族制度の廃止によって、女性は家から解放され、自立の道を歩むことが可能となった。

とはいえ、民法改正がスムーズに行われたわけではない。伝統的な家族制度への信奉は根強く、改正に対する抵抗は大きかった。すなわち、昭和20年の夏以来、政府が「改正すべき法律の調査研究」にあたらせるために設置した臨時法律制度調査会は、一応民法の改正、ことに民法上の家制度、戸主権、家督相続の廃止を決議して、それにもとづく改革案を作った。しかし、委員の中には多数の廃止反対論者が含まれていたため、廃止派と反対派の間では大激論が起こった。廃止派は、ほとんど「術策」に近い手段を弄してようやく委員会を通過させた。

反対派は、日本でおこなわれる家族慣行が実際には、家族制度的に動いて

いること、民衆は家族制度の廃止にはなじみえないこと、などを主張。これに対して廃止派は正面から反論できなかった。その結果、家族制度は法律上の制度としては廃止されるが、道徳上の制度として存置させるため教育の力にまつべきこと、また、氏にかんする制度や祭祀・財産の相続にかんする法律制度をおき、その運用を教育によってうらづければ、わが国古来の「醇風美俗」は微動だにしないことを説いた⁽⁵⁾。

苦難をともなった改正作業であったが、民法改正による家制度の廃止は何よりも、封建的な身分序列関係の中に押し込められてきた女性たちをその軛から解放し、自由平等な地平に立たせる役割を果たすものであった。

なお、民法改正に関連していえば、離婚規定の革新として注目すべき点が2つある。1つは、妻からの財産分与請求が可能となったこと、2つは、妻が子どもの親権や監護権をもつことが可能となったこと、である。これらの新規定が、女性の離婚への躊躇いを取り除くうえで大きな効果をもったことは疑いえない。

(3) 協議離婚と「追い出し離婚」

離婚制度については新たに、調停離婚と審判離婚の2つが加わり、都合4つの方式となった。しかし、戦後も継続されることとなった協議離婚と裁判離婚もそれぞれ民主的立場からの批判に晒された。

協議離婚については、戦前の「追い出し離婚」の問題性が大きく問われた。戦前には夫、舅・姑の意向で一方向的に追い出される事態が生じた。当事者同士の話し合いはなされず、協議離婚は追い出しの便利な手段と化していた。そのため、協議離婚の廃止あるいは両当事者の意思確認の必要性などが論議された。以下では、改正要綱案の審議、衆議院司法委員会での論議、そして参議院本会議での論議に分けて、論議の過程を追ってみよう⁽⁶⁾。まずは、要綱案から。

①民法改正要綱案（昭和21・7・20幹事案）

第五 協議上の離婚の同意

(甲) 未成年者が協議に依る離婚を為すには、婚姻に付同意を為す権利を有する者同意あることを要するものとする

(乙) 協議に依る離婚を為すには裁判所の許可を要するものとする

(丙) 協議に依る離婚は之を廃止すること

②民法改正要綱案（昭和21・7・27起草委員第一次案）

第十一「協議に依る離婚を為すには父母等の同意を得ることを要せず、予め裁判所の承認を受くべきものとする」

③民法改正要綱案（昭和21・7・29起草委員第二次案）

第十二「協議に依る離婚を為すには父母等の同意を要せざるものとする」

第十三「詐欺又は脅迫に依る協議離婚の取り消しに関する規定を設くこと」

要綱案では、協議離婚に対する法的規制が問題となったが、それは「起草委員第一次案」までであった。「起草委員第二次案」では、同意または裁判所の許可は排除されている。以後の改正要綱案は、「第二次案」と同一となっており、国会提出まで変更されないまま、「民法の一部を改正する法律案」として上程された。

しかしながら、国会においても当然、協議離婚の自由を認めるか否か、認めるとしていかなる要件のもとで認めるかが話題となった。衆議院司法委員会での議論を2つの立場に分けてみてみよう。

①何らの確認を要しないとする立場

イ 事実上の離婚の増加を防ぐこと

ロ 確認をなすに必要な予算的・人力的な裏付けのないこと

ハ 女性の地位の向上・自覚によって、その意思を無視した離婚は減少すること

ニ 協議から届出までの時間的間隔があり、軽率な離婚は防止しうること

ホ 詐欺・脅迫による離婚の取消の規定が設けられたこと

②「意思の確認」を必要とする立場

イ 知らぬ間の離婚届出、追出し離婚が事実上行われるのを防止しうること

ロ 離婚問題は予算や人員の現状を打破するほど重要であること

ハ 一時の感情による離婚を防ぐことができること

このように、協議離婚の自由を擁護する立場からは、規制を強化することによる事実上の離婚の発生への危惧や、意思確認のための制度的整備の難しさが主張されており、一方、反対の立場からはやはり「追い出し」への警戒感が示めされている。

衆議院司法委員会では、修正案も出されたが、採決の結果政府原案が本会議に上程された。そして、本会議でも政府原案は修正されることなく可決された(昭和 22・10・30)。

続く参議院司法委員会においても、衆議院の場合と同様に「意思の確認」をめぐって論議がたたかわされたが、政府原案は修正されることなく可決された(昭和 22・11・26)。

しかし、参議院本会議は衆議院本会議と異なって、論議が百出した。田中耕太郎、板谷順助両議員の発議によって、次のような修正案が出されたからである。

第 764 条〔現 763 条〕に左の一項を加える。

協議上の離婚はその届出前に家事審判所の確認を経なければならない

田中耕太郎議員より詳細な提案理由の説明がなされ、また斎武雄議員から反論がなされたが、先に述べた意思確認が必要か不必要かの議論と重複する点が多い。しかし、興味深いところなので、両者の論点を示しておこう。

①意思確認必要論

- イ 協議離婚を採用している国はごく少数であり、それらの国でも軽率な離婚を防止するための措置がとられていること
- ロ わが国の制度だと追い出し離婚が容易であり、婦人の地位の保護からみて、手続を慎重にする必要のあること
- ハ 確認制度は離婚の自由を制限するものでないこと
- ニ 人手が足りないということを理由に確認制度に対する見解があるが、婚姻という

事柄の重要性に鑑みて本末転倒であること

②意思確認不必要論

- イ 婚姻と同様に、両性の合意のみによって、届出のみによって成立するというのが憲法の精神に合致し、婚姻との均衡が保たれる
- ロ 大多数の離婚の届出は当事者の真意に基づいており、また少数の真意に基づかないものについては、民法上別に救済の方法がある
- ハ 現実に事実上の離婚が増大する
- ニ 裁判官の人的給源状況からみて不能である

参議院本会議では、修正案について投票の結果、102対75によって修正案が可決された(昭和22・11・21)。こうして修正案は衆議院に回付されたのであるが、衆議院では昭和22年12月9日不同意再議決がなされ、現行法通りの法案(原案)が成立したのである。

以上のように、協議離婚に関しては白熱した議論がおこなわれた。それは何よりも、戦前における妻の意思を無視した追い出し離婚への強い反省からそれが重要課題と受け止められたからにはほかならない。しかし、結局は、当事者の自由意思を尊重する意見が議論を制したといえる。理不尽な追い出しを防ぐための何らかの規制と本人の自由意思を尊重することとはまさにアンビバレントな関係にあり、結論は協議離婚の本質的問題を先送りした形となった⁽⁷⁾。しかし、論議は、協議離婚が男尊女卑的な追い出しの問題を孕む方式であることを改めて再認識させる上で、大きな役割を果たした。

(4) 裁判離婚と平等原則

一方、裁判離婚は大きな改革を受けることとなった。明治民法における離婚原因と新たな改正民法の離婚原因とをくらべると、そこには次のような3つの価値転換がみられる⁽⁸⁾。

1つは、「夫婦間の不平等から平等へ」である。明治民法では、離婚原因の2号と3号の規定において、姦通に対する夫と妻の取り扱いに大きな格差

が存在した。裁判実務による格差是正の試みもなされたが⁽⁹⁾、格差の全面的解消までにはいたらなかった。しかし、改正民法においては、夫婦平等の見地から、「配偶者の不貞」として、離婚原因の平等化が図られた。男女の不平等を規定していた刑法第 183 条の姦通罪条項も、両性の平等原則と矛盾するため、昭和 22 年 (1947) に削除されている。

2 つは、「家による拘束から解放へ」である。天皇制国家体制の基盤ともいえる家制度の廃止は、民主改革の最大の課題であり、離婚法においても当然のことながら、尊属との関係を規定していた離婚原因は廃止されることになった。

3 つは、「有責主義から破綻主義へ」である。「有責主義」とは、姦通・遺棄・虐待など一方の配偶者の有責行為だけを離婚原因とする立法論であり、「破綻主義」は、夫婦関係が実質的に破綻していれば有責性を問わずに離婚を認めようとする立法論である。明治民法は有責主義の下に 10 個の離婚原因を掲げていたが、改正民法は 4 つの具体的な原因の最後に「その他継続し難い重大な事由があるとき」を掲げ、破綻主義を明らかにしている。

昭和 22 年 (47) という時点における破綻主義の採用は、世界に先駆けるもので、当時もっとも進歩した改正と高く評価された。すなわち世界の離婚制度は、宗教や体制を超えて、1960 年代から 70 年代にかけて有責主義から破綻主義に変わっていった。

以上のような裁判離婚原因の平等化は、女性にとって裁判方式へのハードルを低くし、離婚への道を開くものとなった。

(5) 調停離婚と家庭裁判所

最後に、戦後の家事審判法の下に生まれた調停離婚と審判離婚である。とくに調停離婚は、協議が困難な離婚紛争に、公開の法廷で黑白を争う裁判とは別の、公的機関による話し合い解決への道を開くものである。それは、わが国の国民性に即応した紛争解決方法として、その効果が期待されるものであ

った。

新制度である調停離婚と審判離婚を取り扱う裁判所が家庭裁判所である。それは主として民法その他の法律が定める家庭事件と少年法が定める少年保護事件を専門に扱う下級裁判所であり、地方裁判所と同程度の独立した裁判所である⁽¹⁰⁾。

家庭内・親族間の紛争を非訟事件として専門的に扱う家庭裁判所設置の構想は、大正2年（1913）の貴族院における「教育調査機関ノ設置ニ関スル建議案」の審議に際し、家族国家観・家父長制の尊重という教育方針と民法親族相続編の立法方針との不調を後者の改正により統一すべきである旨の議論が発端である。この建議尊重のため、古来の淳風美俗にそわない民法規定の改正要綱を審議する過程で、人事に関する事件の審判調停機関として家事審判所設置構想が生まれた。それは、家庭争議を公開の法廷における訴訟手続きで解決することは、古来の美風を損なうことになり、そのため「道義を本とし温情をもって円満に解決する」ことが求められたからである。昭和2年（27）には家事審判法が仮決定されたが、民法改正作業が戦争のため廃止され、家事審判所の設置は実現しなかった。

第二次大戦後、家族関係の民主化を基本原理とする新憲法の制定に基づく民法親族編・相続編の改正過程で、その改正の意図実現のために、家事事件の適切な処理機関として家事審判所を設置することになり、昭和23年（48）の家事審判法の施行により、当初は家事事件のみを扱う地方裁判所の支部として発足した。これは、家事審判所を行政機関と司法機関のいずれとするか、司法機関とすれば通常裁判所との区別はどうか、といった対立を調和させた結果である。また、旧少年法・新少年法下の少年保護処分は、行政官庁としての少年審判所の管轄下にあったが、この処分が刑罰に類するため裁判所の管轄とすべき要請が生じた。健全な家庭環境と少年の健全な育成との密接な関係を重視し、家庭事件と少年事件の総合的処理を理念とするアメリカにない、家事審判所を地方裁判所から独立させ、少年審判所を統合して家庭裁

判所が設置された。

以上のような家庭裁判所の意義は何よりも家庭裁判所において民法の具体的運用が可能となるところにある。すなわち、「民法という実体法における根本的な改革とともに、家庭裁判所があらたに設置され、調停、審判手続きのはじめられたことが、家族の民主化、婦人の地位向上にはたした役割を、ここでどんなに強調しておいても強調しすぎることはないであろう。実体法のなかに、いかに理想的な原則が掲げられていようとも、この法律を運用する手続き面に、これを阻害する要因があれば、実体法はただの空文と化してしまうからである⁽¹¹⁾。」

男尊女卑思想が拭いきれない当時であって、当事者双方の協議による話し合い解決にそれほど希望がもてず、他方で、黑白を争う裁判には近寄りが見えが付きまとうなかで、国民に開かれた家庭裁判所の話し合いによる平等的解決が展望されたことは、とりわけ離婚問題を抱えた女性たちにとって魅力的なものであったに違いない。

(6) 小 括

敗戦直後にスタートした法制度改革は、最高法規である憲法の民主化をはじめ男女不平等な民法規定・離婚規定の民主化を押し進めた。ただ、協議離婚手続は激論を経た後旧来通りの形で残された結果、その後も「追い出し離婚」の危惧を完全に払拭するものではなかった。また家庭裁判所の創設とそこにおける調停手続は、法の現実化過程として、また開かれた裁判所として、離婚を容易化するものであった。さらに、離婚規定の改正によって財産分与や子どもの親権・監護権の問題が女性に有利になったことも、離婚への障壁を取り除くものであった。

総じて、敗戦後に確立された民主的法制度は、この時期、離婚を容易化する道を開いたとみられる。

注

- (1) 総合女性史研究会編『史料にみる日本女性のあゆみ』吉川弘文館、2000年、180頁。
- (2) ベアテ・シロタ・ゴードン『1945年のクリスマスー日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』柏書房、2001年、153頁。
- (3) ベアテ、同上書、156頁。
- (4) ベアテ草案の一覧、また24条の意義等については、植野妙実子『憲法24条 今、家族のあり方を考える』明石書店、2005年、が参考になる。
- (5) 民法改正の論議については、牧野英一『家族生活の尊重』有斐閣、1954年、我妻栄編『戦後における民法改正の経過』日本評論社、1956年、牧英正・藤原明久編『日本法制史』青林書院、1993年を参照。
- (6) 論議の流れについては、宮井忠夫「協議離婚について」太田武男編『現代の離婚問題』有斐閣、1984年225～280頁を参照。
- (7) 平成3年にスタートした「婚姻及び離婚制度の見直し審議」では、離婚時の意思確認について改めて取り上げられた。
- (8) 湯沢雍彦他『世界の離婚ーその風土と動向』有斐閣、1979年、182頁。
- (9) 夫の不貞行為については裁判所も妻の立場に配慮して著しい乱行は妻に対する「同居ニ堪エサル虐待又ハ重大ナル侮辱」として、離婚原因と認めるようになっていた。
- (10) 調停離婚制度ならびに家庭裁判所の設置の経緯や特色については、家庭裁判所調査官研修所編『家事事件の調査方法についての研究』法曹会、1983年、沼邊・野田・佐藤・人見編『新家事調停読本』一粒社、1994年、栗原平八郎「家庭裁判所50年の回顧と展望」『ケース研究』260号、1999年、65～93頁を参照。
- (11) 一番ヶ瀬康子編『共同討議 戦後婦人問題史』ドメス出版、1971年、24頁。

3. 民主的教育制度の導入

(1) 性差による教育的差別の否定

敗戦から昭和27年(1952)の独立回復にいたるまで、わが国は連合軍の占領下におかれたが、その間に教育体制は全面的に改められることになった。それは何よりも、戦前の教育制度が、男女の差別的序列にもとづく教育であるとともに、「教育勅語」に象徴されるように、それが天皇制国家の維持装置であったからにはほかならない。

すなわち、明治 5 年に公布された「学制」では、教育の機会均等が謳われ、女子にも教育を受ける機会が開かれた。しかしその後、教育にかんする伝統尊重の傾向が強まり、「修身」や「教育勅語」が導入されるとともに、儒教道徳にのっとり、男女別学が定着していった。男女別学は、明治 12 年 (1879) の教育令では、その 42 条で「凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同シクスルコトヲ得ス」と明記されていたが、小学校に関しては、その第 2 項で、「同シクスルモ妨ナシ」と付け加えられていたため、小学校は対象外とされ中学以上の学校で実践された。しかし、明治 24 年 (91) には小学校にも拡大され、3 学年以上の男女の学級を区別する方針が定められるにいたった。また、教育内容も男女別内容として、女子には国語や数学、英語などの知的科目よりも裁縫や手芸に多くの時間が割り当てられ、いわゆる良妻賢母の育成が図られた。

戦前では、結局のところ、教育機会に男女平等は実現せず、女子教育はせいぜい中等教育までであり、女子のための高等教育は公私ともにほとんど閉却して顧みられなかったのである。

男女別学・別内容の下に、女性を家に閉じ込め、隷属を強いる教育制度の問題は、男女平等や個人の尊厳を原理とする民主主義の立場からは、早急に解消されなければならない重大な問題と受けとめられた。

こうして、敗戦後すぐに、ポツダム宣言に掲げられた民主主義、平和主義の実現に向けた教育の策定が画されることになった。政府は、昭和 20 年 (1945) 9 月 15 日という早い時期に、「新日本建設ノ教育方針」を発表し、教育改革の方向を示した⁽¹⁾。

「新日本建設ノ教育方針」

文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育政策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ務メテキル

一新教育の方針

大詔奉体ト同時ニ従来ノ教育方針ニ検討ヲ加ヘ新事態ニ対応スル教育方針ノ確立ニツキ鋭意努力中デ近く成案ヲ得ル見込デアルガ今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムル共ニ軍国の思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ知徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢献スルモノタラシメントシテ居ル

しかし、この「方針」には依然「大詔ノ御趣旨ヲ奉体」のように、旧教育体制へのこだわりがみられた。また、そこには「益々国体ノ護持ニ努ムル」ことと「軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設」が並列的に説かれていた。政府は帝国憲法・教育勅語体制を正当とし、軍部による歪曲に戦争の責任を求める歴史観を示していたのである。

だが、占領政策の基本はポツダム宣言におかれており、日本国家の民主主義的再生を求めて、占領政策の骨格は決められていた。こうして教育改革としては、教練や歴史の廃止、教科書の改訂、学校儀式の廃止、「御真影」の排除などが示された⁽²⁾。

一方、教育における女子の解放に関して政府は、昭和 20 年 12 月 4 日に、以下のような「女子教育刷新要綱」を発表した⁽³⁾。

「女子教育刷新要綱」

一、方針

男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントス

二、要領

差当り女子ニ対スル高等教育機関ノ開放並ニ女子中等学校教科ノ男子中等学校ニ対スル平準化ヲ図リ且ツ大学教育ニ於ケル共学制ノ採用ヲ目途トシテ左ノ措置ヲナサントス

三、措置

(イ) 差当り女子ノ入学ヲ阻止スル規定ヲ改廃シ女子大学ノ創設並ニ大学ニ於ケル共学制ヲ実施ス…

(ロ) 女子高等学校ノ創設ハ追ッテ之ヲ考慮スルモノトシ差当り現ニ存在スル…中適当ナルモノハ其ノ教科ヲ高等学校高等科ト同等ノモノタラシムル如ク措置ス

ルコト

- (ハ) 高等女学校ノ教科ヲ中学校ト同程度ノモノトナス (中略)
- (ニ) 大学高等専門学校ノ講義ヲ女子ニ開放ス

「刷新要綱」では、男女の教育機会の均等や、高等教育機関の門戸開放などが規定されており、ともかくも形の上だけにせよ、国家が日本女性に対し性差による教育的差別を否定し、女性もまた人間であることを確認したのである。

(2) 教育使節団と平等教育

こうした状況の中で、昭和 20 年 (1945) CIE (民間教育情報局) は、教育改革の具体化のため本国からの専門家集団の招請計画に着手していた。27 名の使節団は昭和 21 年 (46) 3 月 5 日、7 日に来日し、3 月 30 日には GHQ に報告書を提出している。報告書は、自由主義、デモクラシー、科学、ヒューマニズムを基調として、①日本教育の目的及び内容、②国語改革、③初等及び中等段階の教育行政、④教育活動と教師教育、⑤成人教育、⑥高等教育の 6 章に分けて、具体的には、6・3・3 制の学校教育とくに小中学校 9 年間の無償の義務教育と男女共学の実現、4 年制を主体とする開放的な大学制度、そして師範学校による閉鎖型の教員養成から大学での開放型養成への転換など、教育行政や教育機会の拡充・均等など教育全般にわたる重要な提言をおこない、戦後のわが国の教育改革を方向づけるものになった⁽⁴⁾。

また、報告書は、日本社会の病根を教育面でいかに克服すべきかを示し、とくに女子教育に関連して次のように述べている⁽⁵⁾。

婦人達は「善良」なる妻たるためには自身「善良」であり、「賢明」なる母たるためには自身「賢明」でなければならないことを知らなくてはならぬ。善良は偏狭からめばえることはなく、賢明は温室育ちの植物ではない。それは広い社会的経験と政治的实际から生長する。男も女も自由をかり得てこれを保持しようとするならば、進んで民主主義

のために努力し、かつ協力しなければならない。政治はりっぱなことであって恥ずべきことではない。

ここでは、「良妻賢母」主義が否定され、新しい女性の誕生が展望されている。また、教育こそが、そのような人間形成に大きな役割を果たすものであることが説かれている。女性を、男性に隷属する存在へと鑄込んだ戦前教育への批判が示されている。

このように、教育使節団の提言は、戦前の差別化された女子教育への批判をもとに、男女平等教育への展望を開くものであった。

(3) 教育基本法と男女共学

教育改革においては制度や方法も重要であるが、根底からの改革を進めるためにはやはり、教育理念をどう改めるかが大きな課題となる。しかし、米国教育使節団報告書では、教育勅語の取り扱い方法は問題とされていたが、勅語そのものへの批判は欠けていた。使節団を迎えるにあたってつくられた日本側教育家委員会は、教育勅語を「天地の公道を示されしもの」と認めながら、今後の精神生活に不適なところもあるとして、新しい詔書の渙発を要望していた。しかも、前田多門、阿部能成、田中耕太郎ら歴代文相は軍国主義教育には批判的であり、それぞれ科学的精神、自主性、普遍人類的文化の価値などを尊重する立場から教育改革を進めようとしており、教育勅語とは相容れない立場であるにもかかわらず、彼らはなお勅語の擁護を主張していた⁽⁶⁾。

占領軍や日本政府は教育改革に取り組み始めていたとはいえ、教育の根本理念の変革ということになると、かならずしも積極的ではなかった。しかし、このような状態を打破する動きが現れてくる。新聞人は、教育勅語再渙発奏請の動きのあることが伝わるや、社説など論説を通じて国民の精神生活の内容を外から与えるものとして反発し、学者・文化人は、超国家主義の歴史と

論理さらにはその心理に立ち入って鋭い批判を展開し、教師たちは、生活防衛のための組合運動にとどまらず、教科書批判など教育内容にも着目した活動を展開するようになった。

文部省は、昭和 21 年 (1946) 5 月、教育に対する関心と期待の高まりにこたえるように『新教育方針』を刊行した。この指針は、新教育の理論と實際を説いたものだが、文部省はこれを教師に押し付けるのではなく、より適切な教育指針をつくるため、共同研究の材料とし自由に議論してほしいと呼びかけていた。そこでは、戦前の反省から始まり、人間性・人格・個性の尊重をうたい、科学的水準と哲学的・宗教的教養の向上、民主主義の徹底を説き、これからの教育は学問・道徳・芸術など文化を理想とする人間をつくること、そのために日常生活において文化への芽生えをのばすことに力を注ぐべきであるとしていた¹⁰⁾。

一方、帝国議会では、憲法改正案の審議が進み、生存権についての規定 (25 条) をうけ、その文化的側面としての教育をうける権利の規定 (26 条) が夏の終わりには確定する。さらにこの論議の過程で田中文相は、新教育理念、教権の独立などを規定した教育根本法の構想を示唆したが、これは、9 月に発足した教育刷新委員会による教育基本法制定への決議となって結実する。

こうして昭和 22 年 (47) 3 月、教育基本法ならびに学校教育法が公布されるにいたった。明治憲法公布の翌明治 23 年 (1890) に下賜された「教育ニ関スル勅語」は、戦前における教育の指標であったが、教育基本法はそれに代わる、戦後の新たな教育の指標であり、その意味できわめて重要なものである。この教育基本法に示された教育理念の下、新学制である学校教育法に則り、教育の機会均等に基づく 9 年間の義務教育、6・3・3・4 年制の単線型学校体系、男女共学などの抜本的改革が進められたのである。

ところで、教育基本法は「教育憲法」と称されるように、前文を掲げた法構造になっており、その後には 11 カ条が連なる。その前文では「われらは、

さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と教育の重要性を示し、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」としている。そして以下の11カ条において、教育の目的・方針、教育の機会均等、義務教育、男女共学、学校・社会・政治・宗教教育、教育行政について、教育の基本理念を示している⁸⁸。

なかで注目されるのが男女共学に関する規定である。実は、この第5条の「男女共学」の規定は簡単に決まった訳ではない。文部省当局は中等学校における男女共学に消極的であった。その理由は、男女が同席することによる風紀上の問題と女子向きの「良妻賢母」教育への配慮にあった。そうした状況で、規定が作られたのは、CIEの強い意向によるものであった。「男女共学」規定の決定プロセスをみると、当時において依然男女別学の考えが根強いことが窺える⁸⁹。平等教育の定着はまだほど遠い状況であった。

（4）教育における復古的動き

平等教育への真の理解が進まないままに、とにもかくにも新しい教育体制が整えられ、その中で、高等教育への女子の就学率も高まり、男女共学も中学、高校、大学において取り入れられ、同一校舎内で男女学生が学習する風景も奇異なものではなくなった。戦前あれほど強固であった女子高等教育への不信も簡単に拭い去られたかにみえた。

しかし、昭和25年（1950）になると、朝鮮戦争の勃発にともない、占領軍の指令による共産党への弾圧と、全産業にわたるレッドパージがおこなわれた。また、文部省からは「日の丸」の掲揚と「君が代」の斉唱通達、文相からは修身復活発言がなされるなど、教育の反動化が露骨になってきた。その中で、教育基本法を改正し男女共学制を見直そうとする動きも現れるにいった。

こうした復古的な動きは、教育の機会均等や男女共学という当然のことがら、日本においては、占領政策の一環として上から与えられたものであって、民衆の近代的な意識に裏付けられた下からの要求として闘い取られたものではなかったからである。そのため、新しい教育改革は、物質的にも精神的にもこの考え方を受け入れる準備のないままに遂行されたのであり、復古的な動きも実は、こうした制度の誕生に由来するものにほかならない⁽¹⁰⁾。

すなわち、溯ればすでに昭和 21 年 (46) 10 月、「終戦ト共ニ齎サレタル男女同権ノ提唱、女子参政権等ノ急激ナル変化ハ女子ヲシテ徒ニ時世ヲ眩惑セシムル惧レアリト信ズ、依ッテ政府ハ女子ヲシテ急變セル時世ニ適応セシムルヤウ教育ノ根本方針ヲ確立セラレタシ」とする「女子教育の根本方針確立に関する請願」が出されるなど、女子教育の改革に対する批判的動きが現れていた。また政府においても、昭和 22 年 (47) 3 月の学校教育法案審議に際しては「特に教育基本法第 5 条にあります男女共学ということは、わが国の現状からみて時期尚早ではないか、何かうわ滑りの欧米の表面だけを真似したのではないか、どうも日本の婦人を育てようということについてももう少し考えて慎重にすべきではないか」という質問に対して、形式的答弁に終始するだけであった⁽¹¹⁾。

結局、世論も政府も、共学の本当の意義を理解し得ないままに、占領軍の指令の下に男女共学が実施されたわけで、表面的には共学が進んだものの、さまざまな対立葛藤が生じ、先に触れた文相の教育基本法改正発言まで飛び出す事態となったといえる。

(5) 小 括

戦後の教育制度改革によって、教育における男女平等化がスタートした。そして、このような男女平等を謳った民主化教育の動きが、とくに女性に対して新しい生き方を模索させる契機になったといえよう。とはいえ、明治以来の長い男女差別教育、良妻賢母教育の影響は大きく、新制度の導入がすぐに

人々に受け容れられ、新しい生き方を方向づけたとは即断できない。それは男女共学化に対する根強い抵抗が世論や政府にみられたからである。しかも教育の効果は、教育体験を経て得られるものであるとすれば、たとえ新制度が定着したとしても、その効果は後続世代を待たねばならない。このようにみると、この時期の離婚紛争の増加と教育との直接の関係を認めることは難しい。

注

- (1) 「新日本建設ノ教育方針」にはこの他、教育ノ体勢、教科書、教職員ニ対スル措置、学徒ニ対スル措置、科学教育、社会教育、青少年団体、宗教、体育、文部省機構ノ改革など多方面の方針が示されている。『近代日本教育制度資料』第18巻、講談社、1963年。
- (2) 石島庸男・梅村佳代編『日本民衆教育史』梓出版、1996年、252～253頁。
- (3) 「女子教育刷新要綱」については、三井為友編『日本婦人問題資料集成 教育』ドメス出版、1977年。また、「要綱」とその意義については、上野忠士「教育の発達と女性の地位」小山隆編『現代日本の女性』国土社、1962年、30～31頁、総合女性史研究会編『史料にみる日本女性の歩み』吉川弘文館、2000年を参照。
- (4) 寄田啓夫・山中芳和編『日本教育史』ミネルヴァ書房、1993年、130～131頁。なお、教育使節団報告書については、文部省調査普及局『米国教育使節団報告書』1952年、教科教育百年史編集委員会編『原典対訳米国教育使節団報告書』建帛社、1985年がある。
- (5) 教科教育百年史編集委員会編、同上書、37頁。
- (6) 山住正己『日本教育小史』岩波書店、1999年157～158頁、また、教育勅語についての占領軍の考え方については、高橋史郎編『現代のエスプリ-占領下の教育改革』至文堂、1984年を参照。
- (7) 山住、同上書、159頁。
- (8) 寄田・山中、前掲書資料編、192～194頁。
- (9) 教育基本法における男女共学規定の成立プロセスについては、橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、272～276頁が参考になる。
- (10) 上野、前掲論文、37頁。
- (11) 上野、前掲論文、33頁。

4. 解放的社會風潮の醸成

(1) 社会風潮の2つの指標

戦前の社会を覆っていた、忠君愛国・滅私奉公・良妻賢母・男尊女卑といった国家主義的・封建的風潮が拭い去られ、かわって民主的・自由主義的風潮が醸成されはじめた。それは終戦後、占領軍の指令の下に、婦人参政権の行使が行われ、また、女性の自由を拘束していた家族諸制度が取り払われるなど、民主的諸改革が開始されたことによる。

この時期社会を覆った風潮の具体的中身は、さまざまなトピックスによく表されている。ここでは2つのものに注目したい。その1つは、性と愛に関するものである。離婚は夫婦間の、また男女間の性と愛に強いかかわりをもつもつのであり、性と愛に関するトピックスは重要な指標である。とりわけ戦前の社会では、見合い結婚に象徴されるように夫婦間あるいは男女間の性と愛が禁欲的に捉えられており、性と愛の戦後の変化は、夫婦間の問題を理解する上でキーワードとなる。2つは、女性の地位に関するトピックスである。戦前の社会では、家制度の下に従属的地位に置かれ、家庭に押し込められていた女性の立場を考えると、夫婦間の位置関係あるいは女性の地位の変化は、離婚現象を理解する上で重要な指標である。

2つの指標は、その特徴からそれぞれ「解放的な性と愛」、「女性の地位向上」とネーミングできる。そして、こうした指標から構成されるこの時期の社会風潮を全体として「解放的社會風潮」と呼ぶことができる。

以下、2つの指標それぞれについて、主要なトピックスを取り上げ、考察を加えよう。

(2) 解放的な性と愛

「解放的な性と愛」を示すトピックスは、映画、小説など当時の主要メディアや、社会事象、事件などに現れている。主要なものを年代順に挙げてみ

よう。

- 21年・映画「はたちの青春」。松竹・佐々木監督、幾野道子、大坂志朗出演。初のキスシーンで評判
- 22年・新宿の帝都座で、初の額縁ヌードショー「ビーナスの誕生」
 - ・東京都庁、官公庁で初めて職場結婚を公認、継続勤務を認める。6,000円の祝儀も贈る（7月）
 - ・多摩川畔で386人が初の集団見合い、以後各地で流行（11月）
 - ・田村泰次郎作『肉体の門』（風雲社）がベストセラー
- 23年・「老いらくの恋」が話題となる。68歳の歌人川田順が弟子の40歳の女性と熱烈な恋愛
- 24年・ロレンス作「チャタレイ夫人の恋人」が翻訳出版される
 - ・「厳粛なる事実」が流行語となる。保革のイデオロギーを乗り越えて恋愛（12月）。
- 25年・映画「また逢う日まで」。東宝・今井監督、岡田英二、久我美子出演。ガラス越しの接吻シーンが話題となる
 - ・女剣劇ブーム起こる

戦前の社会では、性や愛は私的領域に属するもので、隠すもの秘すべきものとされた。したがって、たとえ映画といえども、キスや接吻といった男女の愛情交歓を映像として公衆の面前に提供することは考えられなかった。映画「はたちの青春」や「また逢う日まで」は、性愛の公開という意味で、衝撃的なものであった。もちろん、戦後すぐの時期に日本映画でもラブシーンがあったが、それはおおむね、相愛の男女が、ちょっと間隔をおいて向い合ったり、一緒に歩いたりしながら語り合ったりするというものにすぎなかった。ところが、占領軍の指導の下で、ラブシーンにはキスがあるべきではないかという示唆を受けて、「はたちの青春」では大阪志朗と幾野道子が真面目に唇を重ねた¹¹⁾。演技は口にガーゼを挟んで演じられたが、当人たちの必死の思いが伝わるとともに、当時の日本社会での男女の性愛の在り方が知られる。

昭和 22 年 (1947) 1 月 15 日東京新宿の帝都座で、「名画アルバム」(秦豊吉企画・演出)と題して西洋名画を模した額縁の中に上半身ヌードの美女を立たせた、いわゆる額縁ショーが開かれた⁽²⁾。生身の裸体の露出は映画以上に衝撃的であり、これもまた、私的空間に閉じ込められていた性愛の、社会的空間への表出である。

チャンバラものを禁じていた GHQ の規制解除によって、女剣劇が再び表舞台に立った⁽³⁾。立ち回りの中で、裾を翻してエロチズムを醸し出した女剣劇は人気を博したが、これも性愛の社会的表出に一役買ったといえる。

さらに小説の世界では、伊藤整訳の『チャタレイ夫人の恋人』が、身分を超えた男女の関係という側面だけでなく、貴婦人と樵の男性との生々しい性愛場面の描写で人々の関心を惹きつけ、昭和 25 年のベストセラーとなった。また、『肉体の門』が、“性の放縦”という文字通り性愛の解放を表す流行語を生み出した。

昭和 23 年 (48)、歌人の川田順 (当時 68 歳) が弟子の元教授夫人鈴鹿俊子 (40 歳) と熱烈な恋愛をし、11 月、死を決して家出した。その時友人に送った詩「恋の重荷」の一節「墓場に近き老いらくの、恋は怖るる何もなし」から有名になった、いわゆる「老いらくの恋⁽⁴⁾」は、年齢を超えた自由恋愛として、当時の解放的風潮を象徴するものといえる。また、民主党園田直と独身女性議員松谷天光光が保革のイデオロギーを乗り越えて恋愛関係にあり、しかもすでに松谷が妊娠していたことを指して「厳粛なる事実」と語った園田のことばが流行語となった⁽⁵⁾。いわゆる“できちゃった婚”のはしりとなった両議員の行動は、理念や観念の世界だけでなく現実の生活世界で性愛の自由が横溢していることを物語るものであった。

一方、戦前の社会では、家制度の下で、配偶者選択は結婚当事者ではなく戸主によって行われた。したがって、結婚初夜まで相手の顔を知らないということも何ら不思議なことではなかった。「職場結婚」や「集団見合い」はまさに、家制度から解放され、結婚当事者自らが選択する「恋愛結婚」への変

化を示しており、解放的風潮の広がりを象徴するものである。なお「集団見合い」は、昭和22年11月10日、希望社(結婚雑誌『希望』発行)が多摩川畔で開いた愛読者大会を「花嫁花婿の見合い大会」と銘打ち、386人が集まったのが始まりで、その後各地で流行した⁽⁶⁾。

(3) 女性の地位向上

次に、「女性の地位向上」を示すトピックスを取り上げてみよう。この時期女性の地位向上を示すトピックスは多様な広がりをみせている。

21年・警視庁、婦人警察官63人を初めて採用(3月)

- ・女性は初めて参政権を得て一票を投じ、新しい日本のために働く議員を選出(4月)
- ・「女子教育刷新要綱」によって女性に門戸を開いた東京帝国大学に19名の女子学生が合格
- ・日本国憲法公布、男女平等明文化(11月)

22年・教育基本法公布・施行(3月)

- ・女性を守る会により、戦後初の国際婦人デーが開かれる。皇居前集會に1000人(3月)
- ・労働基準法公布、男女同一賃金明文化(4月)
- ・厚生省に初の婦人課長が誕生、谷野せつ(5月)
- ・労働省発足、婦人少年局設置、山川菊栄が初の局長(9月)
- ・太宰治「斜陽」が「新潮」に連載される
- ・改正刑法公布、姦通罪廃止(10月)
- ・改正民法公布、家制度廃止(12月)

23年・新制女子大学発足、津田塾大、日本女子大、東京女子大、聖心女子大等(翌年にかけて31校発足)

- ・この年、高等教育を受けた女性を結集した日本大学婦人協会をはじめ、多くの婦人団体が結成された

24年・上村松園が女性初の文化勲章を受章

- ・労働省婦人少年局主唱による第一回婦人週間実施(4月)
- ・東京地裁に初の女性判事補誕生、石渡満子(5月)
- ・東京地検に初の女性検事誕生、門上千恵子(11月)

- ・石坂洋次郎原作、今井正監督「青い山脈」が上映される
- 25 年・女子のプロ野球、日本女子野球連盟が発足 (3 月)
- ・短期大学が 149 校発足、そのうち女子短期大学は 77 校 (3 月)
- ・片岡美智が、日本人女性として初めてフランスの最高学位 (文学博士) を獲得 (6 月)

戦前の社会では、夫に、舅・姑に、子に隷従する存在であった女性が、人間としての地位を獲得することになった。この時期に相次いで成立した「憲法」「刑法」「民法」「労働基準法」「教育基本法」は、男女平等原則を規定し、女性の地位向上に大きく寄与した。

また、戦前には実現しなかった婦人参政権が、戦後の早い時期に実現した。昭和 21 年 (1946) の第 1 回総選挙では、予想を裏切って女性の投票率は 60 % を超え、39 名の女性議員が誕生した⁽⁸⁾。国政に携わる女性議員の誕生は何よりも、女性の地位向上を示す指標である。さらに、封建的な戦前社会では実現できなかった、警察官への女子の採用や、少年局長や課長⁽⁹⁾、判事補や検事という重要ポストへの就任、文化勲章の受章や学位取得等も、女性の地位向上を社会にアピールするものであった。女子プロ野球の発足はまた別の面で、女性の力強さを印象づけた。

この時期、戦前には阻まれていた女子の高等教育に門戸が開かれ東京大学進学者が生まれるとともに、女子大学や短期大学など高等教育機関の拡充が図られた。また、女性が力を結集して女子の地位向上に立ち向かう機運も生まれ、婦人団体の組織化も実現している。実際、この時期に多く組織された婦人団体は敗戦によって与えられた男女平等の権利をどのように使うべきかについて教育し、徹底させる目的で有識者によって組織された⁽¹⁰⁾。

女性の地位向上については、政府も後押ししており、昭和 24 年 (49) には第一回「婦人週間」が主催され、以後毎年開かれるようになった。第一回の目標には、①婦人の解放に関する法律の正しい理解、②婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること、③婦人の地位の向上のために役

立つ既存施設の周知徹底、が挙げられており、スローガンには、「もっと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を⁽¹¹⁾」とある。女性の地位向上にむけての意気込みが伝わってくる。

太宰治の「斜陽」は、ベストセラーとなり、「斜陽族」という流行語を生み出した⁽¹²⁾。昭和 23 年は『斜陽』の年だったと『本の百年史』に書かれている。「斜陽」のモチーフは没落貴族の家庭を舞台にした、敗戦による人間の運命の大きな変化についてであるが、それはまさに女性にとっては桎梏となっていた身分制度や家制度の解体であり、女性の地位復活劇でもある。

敗戦の後の民主主義啓蒙の気運の中で親や先輩の意見に従ってする見合い結婚は封建的といわれ、民主主義的な社会を築くためには結婚は恋愛でなければならないとして、恋愛がおおいに奨励された。映画「青い山脈」はそうした気運の中で作られて大ヒットしたものである⁽¹³⁾。そのモチーフからいえば性愛の自由位置づけられるかもしれない。しかし、家制度の中に押し込められ家のための結婚を余儀なくされていた女性たちがその軛を打ち破るところに焦点をあてれば、むしろ地位復活劇と受け止めたい。

(4) 小 括

以上のように、この時期の主要なトピックスをみてみると、この時期の社会風潮はまさに「解放的社会風潮」と呼ぶに相応しいことがわかる。それまで禁じられていた性や愛が迸るように溢れ、また女性が男性と能力も人格も対等な存在であることを社会に痛烈にアピールした。

この解放的社会風潮の下に、それまでの夫婦関係に疑問を見出した女性たちが、あるいはまた永く不満を感じながらも耐えていた女性たちが（男尊女卑的な風潮によって事実上また心理的に離婚を阻まれていた人々が）、離婚へ走ったとみられる。

注

- (1) 佐藤忠男『日本映画史 4』岩波書店、1995 年、58～59 頁。また、この期の映画状況については、谷川義雄編『年表 100 年史』風濤社、1993 年を参照。
- (2) 『現代用語 20 世紀事典』自由国民社、1988 年。下川耿史『昭和・平成家庭史年表』河出書房新社、2000 年。
- (3) 『現代用語 20 世紀事典』
- (4) 『現代用語 20 世紀事典』、下川、前掲書。
- (5) 『現代用語 20 世紀事典』、下川、前掲書。
- (6) もっとも、集団見合いには戦争によって婚期を逸した男女の結婚をサポートする、という目的があった。
- (7) 女性の地位向上に関しては、一番ヶ瀬康子編『共同討議 戦後婦人問題史』ドメス出版、1971 年、加藤友康他編『日本史総合年表』吉川弘文館、2005 年が有用。
- (8) 当初は、女性の関心に危惧がもたれ、棄権防止のピラなどが配布された。しかし、それは杞憂にすぎず、投票率は 61.9%にのぼった。
- (9) いま、女性労働者の権利を護っている法制度の多くは、山川菊江在任中に作られたものである。
- (10) 著名なものとして、奥むめお女史による主婦連合会の結成がある。婦人団体の組織については、小山隆編『現代日本の女性』国土社、1962 年、238～247 頁を参照。
- (11) 一番ヶ瀬康子編、前掲書、365 頁。
- (12) 太田治子『明治・大正・昭和のベストセラー』NHK 出版会、2007 年、193 頁。なお、『斜陽』は、昭和 23 年のベストセラー第 2 位となっている。第 1 位は尾崎秀実『愛情はふる星のごとく』である。戦後ベストセラー・リストについては、辻村明『戦後日本の大衆心理』東京大学出版会、1982 年を参照
- (13) 佐藤、前掲書、15～16 頁。

5. 総合的考察

敗戦によって、法制度や教育制度も民主化に向けて大きな制度改革を受けることになった。法制度についていえば、最高法規である憲法をはじめ民法の親族・相続編が改められ、男女平等や家制度からの女性の解放が実現された。離婚制度についても裁判離婚の離婚原因の平等化や調停離婚の制度化が実現され、女性が離婚に踏み切ることが容易な状況となった。このことを資料から検証してみよう。

まずは、裁判離婚の原因にみられるように(表1)、終戦という状況を反映して夫妻とも三「生死不明」が多く、年度が進むほどその比率は増えている。しかし総じて妻は、四「強度の精神病」を除くすべての原因で夫を凌駕しており、なかでも二「悪意の遺棄」は、昭和25年(1950)に夫のほぼ5倍となっている。また、破綻主義を示す五「その他婚姻を継続し難い事由」も各年2倍近くになっている。こうしたデータから分かるように、妻の方がより積極的に裁判離婚を利用し夫婦関係の解消を図ろうとしている。離婚原因の平等化や破綻主義導入の効果が着実に表れている。

表1 新民法施行後の離婚原因(新法770条)別裁判離婚件数
(離婚を認める判決があったもののみ)

		総 数	一、 不貞行 為	二、 悪意の 遺棄	三、 三年以 上 生死不 明	四、 強度の 精神 病	五、 し難い 重大 な事由 婚姻を 継続	夫 から 妻 から の 提 起 率
夫 から の 提 起	昭和23年	52	13	16	10	5	8	28.3%
	24	118	13	18	72	3	12	38.3
	25	136	16	16	76	10	18	31.4
	26	166	16	22	82	19	27	26.5
	計	472	58	72	240	37	65	31.4
	計の百分比	100.0	12.2	15.3	51.0	7.8	13.7	
妻 から の 提 起	昭和23年	95	23	35	15	—	22	71.3%
	24	190	11	65	87	2	25	61.7
	25	297	21	82	155	5	34	68.6
	26	461	57	94	243	10	57	73.5
	計	1,043	112	276	500	17	138	68.6
	計の百分比	100.0	10.7	26.5	47.9	1.6	13.3	

(出所) 小山隆編『現代日本の女性』国土社、1962年

また、表 2 にみられるように、調停離婚の効果も顕著といえる。昭和 23 年 (48) の申立では、妻側の利用が圧倒的に多く、理由にも「不貞」のみならず「精神的虐待」や「暴力」といった、今日的にいえば DV を挙げるものが顕著となっている。戦前の家制度のもとでは夫の暴力に反抗することは考えられなかったが、この時期には堂々と公的機関に訴え、離婚を勝ち取ろうとする姿勢が現れてきている。

表 2 申立人と性別と離婚・解消の申立理由と(家)(戦)の影響別件数 (23 年)
(申立理由は該当する事項すべての延数である)

申立人の 申立理由 (家)(戦)の影響	妻側の申立						夫側の申立					
	総 数	(家) の もの	(戦) の もの	(家)(戦) おの よびの	ど ち ら も の	不 明	総 数	(家) の もの	(戦) の もの	(家)(戦) おの よびの	ど ち ら も の	不 明
不 貞	18		1		17		2				2	
性的不満・不妊												
性格相違	5				5		1				1	
信仰思想等の不一致							1				1	
精神的虐待	20	5			15							
暴 力	17	4			13		2				2	
浪 費	3				3							
酒乱・飲酒												
遺 棄	4				3							
犯 罪	2				2							
疾 病	3				3		3				3	
尊属との不和	9	4			5							
他の親族との不和	7				7							
生 活 難	6	1			5							
賭 け ごと	2				2							
そ の 他	5	2	2		1		1	1				
不 明	7				2		1				1	
成立時の瑕疵	1				1							

(出所) 家事資料研究会編『転換期における家事資料の研究』クレス出版、1991 年

当時、家庭裁判所普及会・民主政治教育連盟の啓発活動が活発におこなわれた効果もあり、家庭裁判所に対する人々の認知度は高く、期待も強いものがあつた。年代が少し下るが、昭和33年（58）に協議離婚した女性たちの調査によれば、協議離婚の問題性を強く感じていた女性からは、調停や裁判といった公的制度に対する強い期待が示されている⁽⁴⁾。

教育制度については、この時期、良妻賢母教育に象徴される戦前の女性差別教育の刷新が注目される。女性解放のスローガンから教育制度にも鋭いメスが入られた。男女別学が男女共学へと変わり、高等女学校どまりであつた女子の進路も高等教育まで開かれた。こうした教育差別の解消は、女子に自信を植え付け自立への道を指し示すものとなつた。

しかしながら、そこには問題が伏在した。それは戦後間もないこの時期には、いまだ旧来の考え方あるいは勢力が力を保持していたことである。このことは、象徴的には教育基本法の男女共学規定の成立過程にうかがわれる。共学への政府の理解は進まず、結局はCIEの圧力によらねば成立しなかつたのである。しかも問題は、占領軍の方向転換である。対ソ戦略から、アメリカは反共政策に転じ、その結果旧来の勢力を復活させた。そして、教育基本法改正論議さえ起こつた。

このようにみると、この時期、民主的教育制度の導入はたしかに女性の地位向上に大きな意味をもたらしたが、それが十分に根付くというところまではいかなかつた。しかも、教育機能はそれが効果を發揮するにはある程度の時間経過を要する。その意味では、この時期導入された民主的教育が離婚を促す力として直接作用したとはいえない。

敗戦によつてもたらされた新しい社会状況にあつて、人々の意識や行動に直接働きかけたものとして、社会風潮に注目する必要がある。映画や小説に描かれる新しいモチーフ、次々に生起する多様な社会事象を前に、新しい社会の到来の“実感”が、新たな行動を駆り立てる力となつたといえよう。

封建的な家制度の中で息苦しさを感じていた女性たちが、新しい息吹を受けて自立の道を歩み始めたといえる。表3、4によれば、嫁・姑の葛藤は戦

後になって増加しており、処理の仕方も「反抗」が増えてきている。まだ多くが「忍従」の状態ではあるものの不平不満は積もっており、新しい生き方が発火点となった可能性は高い。

表3 嫁・しゅうとめの葛藤 (%)

回答者である 嫁の結婚年次	かなり あった	少々 あった	あまり なかった	全 くな かつ た	不 明	計
I (明 34 ~ 昭 5)	18	38	28	14	2	100
II (昭 6 ~ 昭 20)	22	37	29	10	2	100
III (昭 21 ~ 昭 35)	26	42	25	6	1	100
IV (昭 36 ~ 昭 45)	20	41	30	8	1	100

(出所) 森岡清美編【新・家族関係学】中教出版、1974 年、388 頁

表4 嫁・しゅうとめの葛藤の処理 (%)

回答者である 嫁の結婚年次	忍 従	逃 避	反 抗	計 (N)
I (明 34 ~ 昭 5)	85	8	7	100 (146)
II (昭 6 ~ 昭 20)	75	10	15	100 (363)
III (昭 21 ~ 昭 35)	73	9	18	100 (683)
IV (昭 36 ~ 昭 45)	66	5	29	100 (128)

(出所) 同上書

このように、当時の解放的社会風潮の力は注目すべきものがある。とはいえそれがいかに革新的なものであれ、法制度が離婚に厳格なものであれば、離婚の発生は容易ではない。しかし、戦後の新たな離婚法制は、発足後間もないものではあったにしても、人々の離婚ニーズを満たすほどには開放的なものであったことは注目される。結局、革新的離婚制度と解放的社会風潮の統

制力が敗戦直後の離婚紛争の増加を促したと結論づけることができよう。

なお、終戦直後の離婚増加の一因として、この時期特有の要因を挙げる事が可能かもしれない。すなわち、終戦によって、戦地からの引き揚げが始まるなかで、行方不明、生死不明等家庭に帰還しない者も出てくる。そうした状況下で、年次とともに「生死不明」を原因とする離婚が増加している。しかし、離婚件数全体からみるとその割合は小さく、この時期の離婚増加の説明要因としては十分なものではない。

最後に、経済条件について一言述べておこう。現代の離婚紛争をみても分かるように、離婚にあたって重要なものは経済条件である。換言すれば、離婚後の生活設計である。各種の調査でも、離婚後の生活で最も苦勞するものとして「生活費」が挙げられている。今日では、女性の労働市場も以前よりは広がっており、また児童扶養手当など福祉の手当もある程度なされている。離婚に踏み出す条件がかなり整備されているといえる。法や教育、社会風潮がいかに離婚に許容的であれ、経済条件が過酷であれば、離婚は増えない。

昭和 22 年から昭和 25 年の時期は、敗戦による混乱の時代であり、男女ともに厳しい労働環境に置かれていた。女性にとって経済的自立の問題は、まだ視野に入ってくる段階ではない。それは、いわゆる高度経済成長の時代が始まってから以降のことである。こうした経済条件の厳しさが、上昇したとはいえ離婚率を 1 点台にとどめた理由と考えられる。しかし逆に、そうした過酷さを押してまで離婚に踏み切った“離婚理由”の切迫さが、あらためて興味を引く⁽²⁾。

注

- (1) 昭和 33 年 6～12 月の間に協議離婚した婦人を対象に、労働省婦人少年局が行った調査。家庭裁判所の認知度は高く、また調停や裁判による解決への期待も強い
- (2) 改正民法では、妻の財産分与請求が可能となったが、それで離婚後生活の不安が取り除かれることになったとはいえない。改正民法の離婚への影響については、我妻栄『新しい家の倫理』クレス出版、1990 年を参照。